

高知くらしの護身術

49

クレジット払い

一時停止できる場合も

(2007年3月14日掲載原稿)

【支払停止の抗弁とは】

訪問販売や電話勧誘販売などでは、消費者が契約前に購入を計画していない商品であったり、商品が高額であったりなどして代金を一度に支払うことが困難な場合の対応として、販売会社との間の商品売買契約の他に信販会社との間においてクレジット契約を結び分割払いをすることがあります。

消費者はクレジット契約によって手元に資金がなくてもこうした高額な商品を手に入れることができます。一方、販売業者は商品の販売に専念でき、信販会社は販売業者の手を借りて数多くのクレジット契約による手数料収入を得ることができます。

この仕組みは、信販会社が商品代金を消費者に代わり販売会社に立替払いをすることと立替払金額を手数料込みで消費者から回収するという三者間契約が前提となります。

割賦販売法では、上記のような商品売買契約毎に代金についてクレジットを組むタイプの取引を「個品割賦購入あっせん」として規定しており、消費者と販売会社との間において発生した売買契約の不成立や契約の無効・取消し事由や商品の瑕疵の修理・引渡しの遅れなどの契約上のクレームを信販会社にも対抗することができるとしています。

支払い停止の抗弁は、このようにクレジット契約が売買契約と不可分一体に手続きが行われる実体を踏まえ、消費者の適正な利益が損なわれないようにするためのものです。

なお、支払い停止の方法は、消費者から信販会社へ書面をもって対処することとなりますがあくまで一時的に支払いを停止することを通知することなので、信販会社がそれを認めるかどうかは信販会社の判断によりますし、それで信販会社への弁済が免除されるというものではありません。